

災害時対応マニュアル（火災）

◎災害時の対応

利用児の安全確保や適切な対応・行動をとるために、施設の規模、形態、利用児の状態等により対応や行動内容が異なることを把握し、当日の施設の状況に応じ適切な対応を行う。

3. 火災

常日頃から注意を払い、いざという時に備えておく必要がある災害です。

（1）通報連絡

- ▽ 火災報知器が鳴りだした場合は、出火元の場所の確認を行い、直ちに119番通報をする。
- ▽ 火災報知器のベルが鳴りだす前に、火災発見者等から火災の連絡を受けたときも、直ちに119番通報する。
- ▽ 現場確認者等は、消火器、連絡のための携帯電話を携行し、現場の確認を行う。
- ▽ 火災報知器のベルが鳴りだしたり、火災発生の確認をしたら、大声での伝達を行い火災が発生したことを知らせる。
- ▽ 管理者及び関係者への火災発生の連絡をする。
- ▽ 火災報知器の作動により、火災発生場所が確認できたら、安全な避難経路の検討・確認を行う。
- ▽ 119番通報の際、燃えているもの、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無等把握できない場合でも通報し、状況が確認でき次第、隨時通報するようにする。
- ▽ 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始する。また、消火する者は管内の消火器を集め、現場へ向かう、消化できない場合は、消防に連絡するとともに、利用の避難が必要かどうか、判断する。
- ▽ 消火活動を行うとともに、窓、扉等を閉鎖し火災の拡大防止を行う。

（2）事業所の休業判断

- ▽ 火災の状況で適切な臨時休業の判断をする。
- ▽ 閉所後に休業を決定した場合の帰宅方法や家族等に対する連絡は、状況等を充分に考慮して判断する。
- ▽ 家族等への利用児の引渡しは、職員立会いのもとで行う。

（3）避難誘導

- ▽ 火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生状況等により違うため、管理者は出火の場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的かつ

短時間で判断し、避難誘導を開始する。

- ▽ 火災が発生した時は、利用児を一時的に安全な場所に移動し、火災の状況により避難が必要場合は、順次、屋外へ避難する。
- ▽ 避難時は火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先する。
- ▽ 避難指示にあたっては、落ち着いた口調でパニック防止に努める。
- ▽ 負傷者及び逃げ遅れた者についての情報を得た時は、直ちに管理者に連絡する。
- ▽ 避難終了後、速やかに利用児、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れがないかの有無を確認し、管理者に報告する。
- ▽ 負傷者への応急手当を実施し、状態によっては早めに消防に連絡する。

（4）職員の収集

- ▽ 職員は自身や家族の安全が確保された後、管理者に状況の確認を行い事業所に集合する。

（5）家族等への報告

- ▽ 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用児と施設の状況を伝える。

（6）健康ケアとメンタル対策

- ▽ 利用者の健康状態や精神状態を確認し、利用児の体調管理や不安感の軽減に努める。
- ▽ 心身の変調が著しい利用児に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早急な検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、行政機関などとの調整を行う。